【アメリカ】連邦職員による不法移民取締りへの州職員の協力等を禁止するニューヨーク州法

海外立法情報課　中川　かおり

＊2026 年 5 月 27 日、ニューヨーク州で、合衆国憲法違反につき連邦職員を提訴する州法上の権利の創設、州職員等による不法移民取締りの制限等に関する法規定が新設された。

1　背景

2026 年 5 月 27 日、ニューヨーク州の 2026-27 会計年度（2026 年 4 月 1 日～2028 年 3 月 31 日）予算関連法案の一環として、不法移民取締等における合衆国憲法違反につき連邦職員を提訴する州法上の権利の創設（後掲 2(4)）、州職員等による不法移民取締りの制限（後掲 2(1)ほか）、連邦職員を含む法執行職員のマスク等着用禁止（後掲 2(5)）等に関する法規定[1]が新設された[2]（注記した規定を除き制定日に施行）。これらに対する連邦政府の提訴を受け、連邦地方裁判所は、2026 年 8 月 3 日、マスク等の着用禁止規定を暫定的に差し止める命令を発出した[3]。

2　ニューヨーク州法の概要

(1) 地方自治体等による不法移民取締りに関する協定等の締結禁止（行政法第 170-k 条第 2 項）

地方自治体等に対し、連邦政府との間で 287(g)協定[4]の締結、連邦職員が収捕[5]した不法移民を収容するための契約の締結等を禁止する[6]。

(2) 連邦職員の不法移民取締りへの州又は地方自治体の職員による協力の制限（行政法第 319-a 条、一般地方自治体法第 996-a 条等）

州又は地方自治体の職員（以下「州職員等」）は、州の資源（勤務時間、州機関が所有し運営する等の施設等）を不法移民取締りの目的で使用してはならない。州職員等は、入管当局[7]に、個人の氏名、社会保障番号、身体的特徴、住所、電話番号、財務情報等の個人を特定する情報を提供してはならない。州職員等は、不法移民取締りの目的で、個人に対して質問、調査等を行ってはならない。州職員等は、公的なプログラム又は給付に必要な場合等を除き、個人の国籍、在留資格等を尋ねてはならない。州職員等は、州機関が所有し、運営する等の施設等の非公開区域（non-public areas）又は投票所への立入りを入管当局に許可してはならない。

＊　本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026 年 9 月 8 日である。

1 Public Protection and General Government (PPGG) Act, A10005-C/S9005-C. New York State Assembly website <https://www.assembly.state.ny.us/2026budget/2026_bills/enacted/A10005c.pdf?v=1779364956>

2 全米で初めて連邦法執行職員の職務遂行中のマスク着用を禁じたのは、カリフォルニア州法である。中川かおり「【アメリカ】法執行職員にマスク等の着用を禁止するカリフォルニア州法」『外国の立法』No.306-1, 2026.1, p.32. <https://doi.org/10.11501/14615756>　ただし、同法に対しては、後に連邦地裁が暫定的な差止命令を発出した。

3 United States v. New York, Doc. No.1:26-CV-1360. <https://cases.justia.com/federal/district-courts/new-york/nyndce/1:2026cv01360/154967/53/0.pdf?ts=1785869667>　「暫定的」とは、当該訴訟が係属する間を意味する。

4 連邦移民国籍法第 287 条 g 項の規定に基づく協定で、これに基づき、地方自治体の法執行職員が収捕（後掲注(5)）、拘留など一部の移民取締りを行うための訓練を受け、それらの活動を国土安全保障省職員の監督の下で代行することを認められる。西山隆行「アメリカの聖域都市と不法移民問題」『成蹊法学』91 号, 2019.12, pp.213-214.

5 刑事手続上の被疑者の逮捕とは区別し、移民手続上の外国人の身柄の確保を指す。

6 禁止された協定等が無効とされるのは 2026 年 8 月 25 日とされる。United States v. New York, *op.cit.*(3), p.2.

7 immigration authority. 主に連邦移民国籍法を執行する機関をいい、連邦の移民税関執行局（ICE）、税関国境警備局（CBP）等が含まれる。行政法第 319 条第 3 項

（3）機微施設における不法移民取締りの制限（市民的権利法第 29 条）

民間の保育プログラム事業所、医療機関、礼拝所、住居、私立学校等の機微施設（sensitive location）は、不法移民取締りの目的で立入りを求める者に対し、一般公衆が立ち入ることのできない当該機微施設のいかなる場所への立入りも拒否するための方針及び／又は手続を定める権限を有する。当該の立入りを求める者に対し、立入りを拒否する方針又は慣行を採用し、又は拒否することを選択したことについて、当該機微施設は州法に基づく責任を負わない。

（4）合衆国憲法、連邦法等に違反する者に対して訴訟を提起する権利（市民的権利法第 85 条）

不法移民取締等において、合衆国憲法によって保障される個人の権利を侵害した連邦職員に対して、損害賠償を求めて民事訴訟を提起する州法上の権利を定めた[8]。

（5）顔面カバーの禁止、身分証等の提示（市民的権利法第 101 条、第 102 条）

法執行職員は、職務執行中に一般市民と接する際には、一定の場合を除き、自身の顔の特徴を隠し、変装させ、又は不明瞭にするような顔面カバー（不透明のマスク等）を着用してはならない[9]。制服を着用した法執行職員は、職務執行中に一般市民と接する際には、次のものを目立つように提示する。①所属機関等の名称及び②職員の氏名、バッジ番号又は身分証番号といった当該職員を特定できる情報。制服を着用しない法執行職員は、職務執行中に一般市民と接する際には、当該機関が支給するロゴ、バッジ等の 1 つ以上を目立つように着用する。これらに故意に違反した者は、初犯は違反行為[10]として、以降の違反は軽犯罪として処罰される。

（6）無償の公教育の拒否等の禁止（教育法第 3201-b 条）

学校及び学校職員は、いかなる児童に対しても、無償の公教育を受ける機会を否定してはならない。いかなる児童も、当該児童の、又は当該児童と親子の関係にある者の推定される、又は実際の国籍又は在留資格を理由として、州内の学校への入学を拒否され、若しくは遅延させられ、又は学校から排除されてはならない。同じ事項を理由として、生徒がプログラム、活動等に参加することを妨げ、又はその恩恵を受けることを拒否する意図又は効果を有するいかなる措置を講じ、又は方針を適用してはならない。

学校及び学校職員は次の事項を行ってはならない。①学校施設内での勤務時間、学校行事への参加時間等の学校の資源を、不法移民取締りの目的で使用すること、②生徒又はその生徒と親子の関係にある者の、実際の、又は推定される国籍又は在留資格に関する情報を、入管当局等に対して開示すること、③生徒又はその生徒に関連する者の、実際の、又は推定される国籍又は在留資格に関する情報を、入管当局等に開示すると脅迫すること、④生徒又はその生徒と親子の関係にある者の個人を特定する情報を、開示すること、⑤生徒又はその生徒と親子の関係にある者から、当該生徒の国籍又は在留資格に関する情報を収集すること等。

（7）親等が児童の引取りに来られない場合の手順の策定（社会福祉法第 390 条第 15 項）

保育事業者等は、親又は保護者である外国人が入管当局に拘束された場合を含め、保育プログラムの終了時刻に親等が児童を引取りに来られない等の場合に、事業者又はプログラムが講ずるべき措置を定めた書面による手順を策定する。

---

[8] 連邦不法行為請求法（FTCA）が、「合衆国憲法の違反を理由として提起される政府職員に対する民事訴訟」を明示的に除外しているためである。28 U.S.C. § 2679(b)(2)(a)

[9] 2026 年 6 月 26 日に施行されたが、同年 8 月 3 日に裁判所により暫定的に差し止められた（前掲 1 参照）。

[10] 違反行為（violation）は裁判所、警察等が保持する個人の犯罪記録（criminal record）に掲載されないのに対し、軽犯罪（misdemeanor）は掲載される。“Differences Between Crimes and Violations in New York Law.” Law Office of Matthew Galluzzo website <https://www.gjllp.com/blog/differences-between-crimes-and-violations-in-new-york-law/>